

「チャレンジふくしまフォーラム in 熊本」開催等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 委託する業務名

「チャレンジふくしまフォーラム in 熊本」（以下「フォーラム」という。）開催等業務

2 委託業務の目的

開催エリアでの発信力・影響力が強いビジネスパーソン等を対象に、本県の現状や復興が進んだ姿、産業の振興にチャレンジする姿、食と観光の魅力を発信するとともに、本県を応援する人の輪を広げるため、知事が「ふくしまの今と魅力」を直接伝えるフォーラムを開催し、新しい「ふくしま」（プラスイメージの「ふくしま」）を構築しながら、風評払拭及び風化防止を図る。

なお、開催時期、開催エリアに即したテーマを設定し実施することで、効果の高い情報発信とする。

【イベント名】 「チャレンジふくしまフォーラム in 熊本」

【開催日】 令和6年11月21日（木）

【対象】 九州に本拠を置く企業・団体・自治体等

【目標】 ◇九州の企業・団体等への「ふくしまの今と魅力」の発信機会獲得
◇本県の現状の理解促進と共感の輪の拡大

3 委託業務の内容

(1) フォーラムの企画・運営

前項の目的・テーマに合致する対象者（150名程度）を集客可能な開催案を企画し、運営すること。

ア 会場は熊本県熊本市内とし、参加者が来場しやすい場所とすること。

イ フォーラムの基本構成は以下のとおり二部制とする。

【第一部】

○知事（予定）基調講演

○本県ゆかりの著名人や事業者等による講演等

【第二部】

○交流会

知事（予定）、本県関係者と参加者の懇談（立食形式）

ウ 参加料は無料とし、申込の受付を行うこと。

エ 当日の参加確認及び報道機関の受付並びに県からのチラシ等を参加者に配布すること。

オ 県関係者及び出演者等の控室を確保すること。

カ 参加者に対してアンケート調査を行い、集計・分析の上、報告すること。

キ 開催にあたっては、地元自治体や経済団体等に対し関係者への周知や後援等の協力を呼びかけること。

(2) 交流会の企画・運営

県産食材や日本酒をはじめテーマに応じた本県の魅力を伝えながら、知事（予定）を含む本県関係者と開催エリアの事業者等が懇談を図る「交流会」を企画

し、運営すること。

ア 会場は上記(1)と同じ又は近隣の場所とし、(1)の参加者を中心に100名程度が参加することを想定し選定すること。

イ 交流会において、福島県産の食材を使用した飲食を提供すること。

ウ 交流会の参加申込の受付を行うこと。

エ 当日の参加確認及び報道機関の受付並びに県からのチラシ等を参加者に配布すること。

オ 県（及び市町村）や県を応援する企業等の取組を紹介するブースを会場の規模に応じて複数設けること。

(3) 来場者の募集・集客について

ア 150名以上の集客を目標としたアタックリストを作成して、対象企業や自治体等に幅広く参加を呼びかけ、目標の集客を実現すること。

イ フォーラムをきっかけとして、本県と新たな繋がりが生まれる可能性の高い企業等にも参加いただけるよう留意すること。

ウ 新聞広告の活用や地元メディアと連携した周知を図るなど、効果的な媒体・方法による参加者募集等の事前告知を行うこと。

エ フォーラムへの参加は原則事前申込制とし、申込期間中においては参加者名簿を整理し随時報告すること。

(4) フォーラム開催後の発信について

フォーラムの内容や開催結果を広く発信する企画を実施すること。

(5) その他留意事項

上記のほかに集客できる企画や本県の今や魅力を発信できる企画があれば自由に提案すること。

4 委託業務期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

5 委託費の上限

17,908千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※出演者への謝礼、交通費、昼食代、スタッフの人件費、機材及び制作物等の費用、会場使用料、広告料など（自由提案内容も含む）、当該事業に関する全ての経費が委託料に含まれること。

6 応募資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 本実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定

- による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

7 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

- (1) 受付期間
令和6年7月11日（木）17時まで（必着）
- (2) 提出方法
「質問書（様式第1号）」を広報課へ電子メールにより提出してください。
電子メールの件名は「チャレンジふくしまフォーラム in 熊本に関する質問」とし、提出に際しては電話にて送付した旨お知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。
- (3) 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年7月12日（金）に県公式ホームページに掲載します。
（個別の回答は行いません。）

8 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書（様式第2号）」を以下により提出してください。
なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

- (1) 提出期限
令和6年7月17日（水）17時まで（必着）
- (2) 提出方法
広報課へ電子メールにより提出してください。
電子メールの件名は「【チャレンジふくしまフォーラム in 熊本】参加申込書」とし、提出に際しては電話にて送付した旨お知らせください。

9 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書（様式第2号）」の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出してください。

- (1) 提出期限
令和6年7月24日（水）15時まで（必着）
- (2) 提出方法
広報課へ郵送又は持参
※持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の8時30分から17時15分までとします。ただし、令和6年7月24日（水）は15時までとします。
- (3) 企画提案書等
ア 企画提案書及び工程表（様式任意。ただし、日本産業規格A4判／横様式／両面長辺綴じとする。）
イ 事業経費積算書（様式任意。ただし、日本産業規格A4判とする。）
ウ 団体概要（様式第3号）
- (4) 提出部数
7部

10 企画提案書等の内容

上記3の内容に基づき、本県の現状や復興が進んだ姿、県民のチャレンジする姿、食と観光の魅力等が参加者に伝わり、本県に対する関心や応援の機運を高める企画とするための提案を網羅的に記載するとともに、提案に当たっては特に以下の点に留意して記載すること。

- (1) 業務実施体制
責任者、当日の人員配置計画、役割分担、連絡体制等
- (2) 3(1)について
ア 会場の場所（最寄り駅からの所要時間を含む。）及び収容人数
イ 会場の様子が分かる図又は写真
ウ 司会、ゲスト出演者等の氏名及びプロフィール（出演確定、出演の可能性の程度）
エ フォーラムにおける講演等の企画内容
オ 参加申込の方法
- (3) 3(2)について
ア 会場の場所（最寄り駅からの所要時間を含む。）及び収容人数
※講演会等の会場と異なる場合は、両会場の位置関係及び距離が分かる図等

- イ 会場の様子が分かる図又は写真
- ウ 交流会等の企画内容
- エ 交流会での提供を想定した飲食物のメニュー
- (4) 3(3)について
 - ア アタックリストに掲載する企業・団体等の一覧
 - イ 効果的な参加者募集の方法を提案すること
 - ※新聞広告を提案する場合は掲載する新聞名、掲載規格（例：半5段カラー）及び掲載回数並びに掲載された新聞が配布されるエリア等を記載すること。
 - ※地元メディアとの連携を提案する場合には、具体的な連携先、告知方法等（例：TVスポットCM）を記載すること。
- (5) 3(4)について
 - フォーラム開催後の発信について、具体的な企画を提案すること
 - ※新聞広告を提案する場合は掲載する新聞名、掲載規格（例：半5段カラー）及び掲載回数並びに掲載された新聞が配布されるエリア等を記載すること。
 - ※テレビでの放送を提案する場合には、具体的な放送番組や放送尺を記載すること。
- (6) 事業経費積算書について
 - 経費区分が分かるように具体的に記載すること。

11 企画提案書等の提出に際しての留意事項

- (1) 失格又は無効
 - 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。
 - ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
 - ウ 提出書類に不備があった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者又は役員が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
 - カ 本実施要領に違反すると認められる場合
 - キ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合
- (2) 複数提案の禁止
 - プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。
- (3) 辞退
 - 「参加申込書（様式第2号）」を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 費用負担
 - プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。
- (5) その他
 - ア 参加者は、「参加申込書（様式第2号）」の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

エ 提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しません。

12 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

公募型プロポーザルによる各団体等からの提案を受け、福島県はこれを企画書による書面審査により評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
会場・テーマ	20点	・開催地・会場（立地、規模感等）の選定等は適切か ・開催時期、開催エリアに即したテーマを設定しているか
企画力・集客力	40点	・出演者等を含めた講演会の内容等が目的・テーマと合致しているか ・交流会の内容や提供する飲食物等は目的・テーマと合致しているか ・集客力のある企画となっているか ・その他、魅力ある自由提案があるか
実施体制、目的達成 ・目標到達の妥当性	20点	・業務を実施する上で、十分な体制となっているか ・対象顧客へのアタックリストが想定されており、参加申込の受付方法は適当か
広告・発信等	15点	・事前告知や開催結果の発信等は、効果的な内容となっているか
事業費	5点	・事業費細目の積算は妥当か

(3) 通知等

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書

を徴取し決定します。

なお、見積金額は委託費の上限価格を超えないものとします。

ウ その他

業務委託予定者と福島県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

13 スケジュール

令和6年7月 8日（月）	プロポーザル実施要領の公表
令和6年7月11日（木） 17時	質問書の提出期限
令和6年7月12日（金） 17時	質問書への回答
令和6年7月17日（水） 17時	参加申込書の提出期限
令和6年7月24日（水） 15時	企画提案書等の提出期限
令和6年7月31日（水） 予定	審査結果の通知
令和6年8月上旬予定	契約締結

14 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

福島県総務部広報課（担当：加藤）

電話：024-521-7124

FAX：024-521-7901

E-Mail：kouho@pref.fukushima.lg.jp